

# 山岳環境保全対策支援事業実施要領

平成24年4月

環境省  
自然環境局

# 山岳環境保全対策支援事業実施要領

## 1 目的

この実施要領は、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日環自国発第110401001号環境事務次官通知、以下「要綱」という。）に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

## 2 事業者の要件

要綱第3条に規定する事業者の要件とは、自然公園内の一般車道で到達できない等条件が著しく不利な場所において、4の施設整備を行う下記の個人及び団体とする。

- (1) 山岳環境保全対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の構成員である民間山小屋等事業者
- (2) 地域協議会の構成員で組織する民間団体

## 3 対象地域の特例

要綱第4条に規定する自然公園のうち、都道府県立自然公園については、要綱の施行日前までに実施箇所や整備する施設に関する事前調査等を開始している施設であって、平成25年度までに整備を終えるものに限る。

## 4 補助対象施設

要綱第4条で規定する排水・し尿処理施設、廃棄物の分別・処理施設等とは以下の施設とする。ただし、(1)は必須とする。

- (1) 環境配慮型排水・し尿処理施設（携帯トイレブース等を含む）及び周辺整備
- (2) 廃棄物の分別・処理施設
- (3) 給水施設

なお、施設の撤去費用は、再整備に伴うもの及び撤去後の用地を環境復元のために緑化等する場合を除いては認めない。

## 5 交付の対象となる事業の要件

要綱第4条に規定する交付の対象となる事業の要件は、以下のとおりとする。

### (1) 補助対象施設

補助の対象とする施設は次の全ての要件を満たすものであること。

- ① 登山者の利用に供する宿舍、休憩所、避難小屋、携帯トイレブース等であること。
- ② 車道、商業電力、上水道、下水道のいずれかが利用できない条件が著しく不利な場所にあること。
- ③ 一般登山者へ開放する等により、公共的な役割を担うものであること。

④ 相当程度の利用者数があること、もしくは、想定されること。

(2) 補助事業施設の要件

補助事業施設は下記の全ての要件を満たすものであること。

- ① 公共施設の補完の観点から、公共性が高いことが認められること。
- ② 受益者負担の原則に鑑み、維持管理及び本事業で整備した場合の再整備は受益者負担によるものとなっていること。
- ③ 公共事業による施設整備と比較し、国費の縮減効果が認められること。
- ④ 環境配慮型排水・し尿処理施設は、自然環境保全上十分な効果があると認められるものであること。
- ⑤ 施設の構造が自然条件等の変化に対し十分な安全性を有すること。

6 補助事業の実施の要件

山岳環境保全対策審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、主に以下の項目について審査し補助事業の実施の可否を判定するものとする。

- (1) 補助を要望する民間山小屋等事業者等が所属する地域協議会の推薦について（別紙様式1，別紙様式2，別紙1）
- (2) 事業計画（別紙2「山岳環境保全対策支援事業計画書」）について
- (3) 当該山域における入山者の調整や受益者負担の導入等についての地域協議会の取組について
- (4) 4の交付の対象となる事業等について
- (5) その他補助事業の実施に必要な事項

7 地域協議会

地域協議会の目的等については下記のとおりとする。

(1) 目的

自然公園内の各山域ごとに、山小屋等事業者と地方自治体等の幅広い団体等の参画により山岳環境保全と適正な登山利用に向けた取組について協議し、これを適切に推進することを目的とする。

(2) 構成及び要件

- ① 地域協議会の構成は、都道府県（必須）、市町村、民間山小屋等事業者（もしくはその団体）、その他地域の活動団体、国立公園においては環境省地方環境事務所等により構成する。
- ② 事務局は原則として、都道府県に置くものとする。
- ③ 既に類似の目的を持つ山小屋を中心とする団体等がある場合はそれを活用することは差し支えない。

(3) 地域協議会の役割

- ① 山岳環境保全と適正な登山利用に向けた取組（受益者負担等の取組を含む。）について協議し、これを実施すること。
- ② 山小屋等事業者が実施する補助事業及び整備後の維持管理等について適切な指導、助言を行うこと。

③ 当該地域の山小屋等事業者等から別紙様式1により提出のあった推薦依頼書等について協議し、別紙様式2により自然環境局長に推薦を行うこと。

④ 審査委員会の審査の結果、事業実施が適当とされた山小屋等事業者等が環境大臣に提出する補助金申請事務に関する書類等の事前審査を行うこと。

## 8 審査委員会

審査委員会の目的等は下記のとおりとする。

細部については、自然環境局長が定める山岳環境保全対策審査委員会設置要領による。

### (1) 目的

山小屋等事業者等の事業計画等について審査し、補助事業の実施の可否を判定することを目的として自然環境局長が設置する。

### (2) 構成

自然公園、山岳環境等に関する知見を有する者であって自然環境局長が指名した委員をもって構成する。

### (3) 審査委員会の責務

審査委員会は事業計画等について審査し、補助事業の実施の可否を判定するものとする。

## 9 維持管理について

(1) 補助事業者が適切な維持管理を行うこと。

(2) 受益者負担の原則に鑑み適正な利用料の徴収に努めること。

## 10 その他

事業の実施に当たっての細部の運用については、国立公園課長が別途定める。

### 附則

この実施要領は、平成24年4月2日から施行する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

〇〇地域協議会 御中

事業者

住所

氏名又は名称

代表者名

電話番号

印

山岳環境保全対策支援事業推薦依頼書

平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金の申請の対象者として推薦していただきたく、別紙山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要望書を添えて提出します。

別紙 1

平成 年 月 日

環境省自然環境局長 殿

事業者

住所

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

印

山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要望書

平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金の交付を要望したいので下記のとおり提出します。

記

1 山小屋等の名称及び住所（場所）	
2 補助対象経費	千円
3 国庫補助金相当額	千円
4 事業内容及び事業計画（簡潔に記載）	別紙2「山岳環境保全対策支援事業計画書」を添付すること。
5 維持管理について	

## 山岳環境保全対策支援事業計画書

都道府県名:

山小屋名及び山小屋の住所(場所(標高m、〇〇山頂上直下等))		事業主体の住所、名称、代表者氏名、電話番号	
地域協議会名		住所、事務局長名、電話番号	
公園名(地種等)			
直近の山小屋または公衆トイレまでの距離			
接道の有無(車道までの距離)			
商業電力の有無			
上水道の有無及び整備後の取水の方法(沢水等)			
下水道の有無			
現在のし尿処理方式		処理方式: 男子:大〇穴、小〇穴 女子:〇穴	
前年度の利用者数 (宿泊者数及び利用者数)			
施設整備後の目標とする利用者数 (宿泊者数及び利用者数)			
事業内容 (面積、経費内訳等)			
整備を計画しているし尿処理方式		処理方式: 男子:大〇穴、小〇穴 女子:〇穴	
補助対象経費 (千円)	国庫補助額		
	自己資金		
	銀行等借り入れ		
	その他		
	計		
トイレの維持管理費	直近の1年間	維持管理に要した費用	千円
		利用者からの徴収総額	千円
		1人当り徴収額	円
	施設整備後	年間維持管理費(予定)	千円
		利用者からの徴収総額(予定)	千円
		1人当り徴収額(予定)	円
許認可等(他法令、条例等を列記)			

※記載上の留意事項

- ①事業内容及び事業費の根拠が確認できる設計図、設計書、見積書、カタログ等を添付すること。
- ②現況写真を添付すること。
- ③事業箇所が確認できる位置図を添付すること。

平成 年 月 日

環境省自然環境局長 殿

推 薦 者

氏名又は名称 ○○○○協議会

代表者氏名

印

事務局 ○○県○○課

住所

電話番号

山岳環境保全対策支援事業推薦書

平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金の申請を行う対象者として山岳環境保全対策支援事業実施要領第2の規定により推薦します。

記

- 1 事業者名及び事業内容等  
別紙「山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要望書」のとおり
- 2 推薦する理由
- 3 入山者の調整や受益者負担の導入等についての地域協議会の取組等との関係について